

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係

7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月14日から同年12月15日まで
② 昭和27年5月1日から28年3月25日まで
③ 昭和30年5月9日から35年6月1日まで

私は、昭和18年4月1日から35年6月1日まで、A社に船大工として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日から35年6月1日まで、A社に継続して勤務していた旨を主張している。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を複数回取得している同僚が23人確認できるところ、申立人とは職種が異なっていたことが確認できた同僚以外は、申立期間①、②及び③とほぼ同様の時期に、同社で被保険者資格を取得していないことが確認できる。

また、申立人と同じ職種の船大工であった同僚は、「当時は、木造船から鉄鋼船への転換期であり、木造のマグロ漁船を製造していたA社には、仕事が無くて休業していた期間があった。休業期間中の船大工は、個人経営の造船所に勤務していた。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社に勤務しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと考えても不自然ではない。

さらに、当時の同僚からも、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年から 45 年まで
② 昭和 47 年から 49 年まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務していた期間があるにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、申立期間①及び②においては、B県の現場で勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②のうち、A社に勤務していた期間について、申立期間①は1年半及び申立期間②は1年から1年3か月くらいであった旨を主張している。

しかし、当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の申立期間①及び②における勤務期間を特定することはできない。

2 申立期間①について、当時の同僚は、「私は、昭和 44 年 11 月からA社に勤務しており、45 年 8 月ごろ、専務から、厚生年金保険に加入させる旨の話があり、私は加入を希望したことを覚えている。当時は、厚生年金保険の加入を希望しない者が多数いたと思う。」旨を供述していることから、当時、A社では、厚生年金保険には希望者のみを加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 49 年 11 月 27 日から同年 12 月 12 日まで、C社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、

当該期間において、A社に勤務していなかったことが確認できる。

また、申立期間②当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「A社の役員であり、かつ、当時、B県の現場に勤務していた私の父親や、当時の本社の事務担当者もすでに死亡しているため、当時の厚生年金保険に係る取扱いは不明である。また、一般的に、現場採用者であっても、正職員となった者は、当然、厚生年金保険に加入させていたが、申立人のような短期雇用者についてまで、厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」旨を供述している。

さらに、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の中には、「申立期間②当時は、D社の短期雇用の従業員としてB県の現場に勤務しており、申立人も同じ現場に勤務していた。」旨を供述する同僚も存在していることから、申立期間②を含む前後の期間について、D社の被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

- 4 このほか、A社は、昭和59年2月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月から37年10月1日まで

私は、昭和23年1月から37年9月30日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するA社の所在地、商業登記簿謄本及びオンライン記録により確認できた当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が勤務していたA社は、オンライン記録においてB社であることが確認できる上、申立人が同社に勤務し、従業員に提供する食事の調理等を行っていたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、B社は、同社加工部として、申立期間中である昭和28年2月1日に、厚生年金保険の事業所として新規適用されていることが確認できるが、申立期間のうち、23年1月から28年1月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、B社加工部の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同社加工部で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は全員男性であることが確認できる上、当時の複数の同僚は、「B社加工部は、A社とは別の場所に所在していた。」、「一部の従業員はA社の調理場に勤務し、食堂のお客に提供する食事を調理していた。」旨を供述していることから、申立人と同社加工部で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚とは、職種が異なっていたことが推認できる。

加えて、申立期間を含む前後の期間について、B社加工部の健康保険厚生

年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められない。

このほか、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 4 月ごろまで

私は、昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 4 月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が姓を記憶する同僚が、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が主張する当該同僚が、他の同僚が供述する当該同僚の特徴とほぼ一致していることから、申立人は同社に勤務していたことはうかがわれるものの、当時の複数の同僚からは、申立期間における申立人の同社での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、申立人は、A社での厚生年金保険料について、毎月、事業主の妻に現金で手渡していた旨を主張しているが、当時の複数の同僚は、「厚生年金保険料は、給与から控除されていた。」旨を供述している上、事業主の妻も、「厚生年金保険料は給与から控除しており、また、私が会社のお金を扱うことも無かった。」旨を供述している。

さらに、申立人は、A社の次に勤務したB社において、当時、事業主が、「申立人には、A社での厚生年金保険被保険者番号があった。」旨を話していたと主張しているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、B社において払い出されていることが確認できる。

加えて、申立期間を含む前後の期間について、A社の健康保険厚生年金保

険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記録が脱落した^{こんせき}痕跡は認められない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで、A 社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 28 年 12 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、A 社が属する団体が発行した表彰状の日付け及び当時の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 28 年 12 月 1 日から 34 年 10 月 29 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 28 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日から 36 年 4 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本において、A 社は法人として確認できない上、当時、同社で事務全般を担当していた事業主の夫及び事業主ともすでに死亡し、同社の担当税理士の氏名等も不明であることから、申立期間当時における同社の事業実態等を確認することはできない。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月ごろから同年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 8 月ごろまで
③ 昭和 53 年 10 月ごろから 54 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 2 月ごろから 52 年 8 月ごろまでの期間及び 53 年 10 月ごろから平成 5 年 8 月 1 日までの期間において、A社B支店に外務員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社では、入社から3か月間は研修期間とされ、研修期間終了後に外務員資格を取得した時点が採用日とされていた。個人成績台帳を見ると、私の同社での採用日は昭和49年5月とされていることから、私は、同社には49年2月ごろに入社した。また、同社B支店の同僚と一緒に撮影された写真には、2歳3か月ごろと思われる四女と一緒に写っていることから、当該写真は49年2月ごろに撮影され、この時点で私は同社B支店に勤務していた。」旨を主張している。

しかし、A社及び同社B支店で研修を担当していた社員は、「外務員の採用日は、入社日と同一日である。また、外務員には、入社後3か月の研修期間を設けており、この期間中に10日から14日間くらいの研修を受講させ、外務員資格試験を受験させていた。なお、研修期間中は、厚生年金保険には加入させていない。」旨を供述しており、この供述は、当時の同僚の供述と一致している。

また、申立人が提出した写真からは、撮影時点の四女の年齢を特定することは困難である上、撮影された人物の服装（半袖等）から判断すると、2月ごろに撮影されたものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、「A社は、四女が交通事故に遭ったこ

とを契機に、昭和 52 年 8 月ごろに退社した。」旨を主張している。

しかし、A社が保管する「外務員索引リスト」及び「個人コード管理簿」を見ると、申立人は、「昭和 51 年 7 月 31 日退社、51 年 8 月 2 日登録抹消」と記録され、同社での外務員資格が 51 年 8 月 2 日に抹消されていることが確認できる上、同社及び同社B支店で研修を担当していた社員は、「外務員は、外務員資格を抹消された場合、保険の勧誘ができなくなることから、会社に残ることはない。」旨を供述している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A社B支店のC営業所の同僚等とお正月に一緒に写った写真を見ると、余白部分に「SE. DXPRINT 79」と印字されていることから、この写真は、昭和 54 年の正月に撮影されたものと考えられ、私は、53 年 10 月ごろから同社に勤務していたと思う。」旨を主張している。

しかし、A社が保管する「登録原簿」により、申立人の同社での採用日は、昭和 54 年 5 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、フィルムメーカーによると、当該写真の余白に印字された「79」とは、印画紙の製造年を表したもので、撮影年を表したものではない旨を供述している。

さらに、申立人が提出した「昭和 54 年分確定申告書（下書き）」を見ると、社会保険料控除の欄には、「厚年 1 万 3,870 円」と記載されていることが確認でき、当該金額は、オンライン記録等から算定された、昭和 54 年 8 月から同年 12 月までの 5 か月分の厚生年金保険料の合計額と一致している。

- 4 申立期間①、②及び③について、A社が保管する「厚生年金保険料徴収台帳」において、申立人の同社での厚生年金保険加入期間は、昭和 49 年 8 月 1 日から 51 年 3 月 1 日までの期間及び 54 年 8 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日までの期間と記録されていることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致しており、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 287 (事案 148 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 3 月ごろから同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 2 月ごろから 52 年 8 月ごろまでの期間及び 53 年 10 月ごろから平成 5 年 8 月 1 日までの期間において、A 社 B 支店に外務員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成 20 年 11 月 14 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に係る申立てについては、A 社が保管する「厚生年金保険料徴収台帳」に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪日はオンライン記録とほぼ一致していること、採用から 3 か月間の研修期間及び外部委託社員に降格していた期間は、ともに厚生年金保険には加入させていない旨を同社が供述していること等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間①について、申立人は、当時、A 社に勤務していたことを示す資料として、申立期間①当時、同社の同僚と一緒に写った写真を新たに提出し、また、申立期間②について、申立人は、四女の交通事故を契機に同社を退社した旨を一貫して主張しており、当該交通事故の発生時期を特定できる資料として新たに新聞記事を提出している。
- 3 しかし、申立人が提出した写真では、撮影時点を特定することは困難で

あり、申立人が四女の交通事故を契機にA社を退社した旨を供述する同僚も見当たらない上、これら写真及び新聞記事からは厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。